

太田川流域治水協議会 規約

（設 置）

第 一 条 本会議は、「太田川流域治水協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

（目 的）

第 二 条 本協議会は、気候変動等による近年頻発する激甚な水害に備え、太田川流域全体で水害被害を軽減させる治水対策「流域治水」を計画的に推進するための協議・情報共有を目的とする。

（協議会の構成）

第 三 条 協議会は別表１の職にある者をもって構成する。

２ 協議会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

３ 第１項による者のほか、必要に応じて協議会構成員の同意を得て、別表１の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（幹事会の構成）

第 四 条 協議会に幹事会を置く。

２ 幹事会は、別表２の職にある者をもって構成する。

３ 幹事会の運営、進行及び招集は事務局が行う。

４ 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、流域治水に資する各種対策の検討、調整を行うことを目的とし、結果について協議会へ報告する。

５ 第２項による者のほか、必要に応じて幹事会構成員の同意を得て、別表２の職にある者以外の者（学識経験者等）の参加を求めることができる。

（協議会の実施事項）

第 五 条 協議会は、次の各号に掲げる事項を実施する。

一 太田川流域で行う流域治水の全体像を共有・検討

二 河川における対策、流域における対策、避難・水防等に関する対策を含む「流域治水プロジェクト」の策定と公表

三 「流域治水プロジェクト」にもとづく対策の実施状況のフォローアップ

四 その他、流域治水に関して必要な事項

（会議の公開）

第 六 条 協議会は原則として報道機関を通じて公開する。ただし、審議内容によっては、協議会に諮り、非公開とすることができる。

２ 幹事会は原則非公開とし、幹事会の結果を協議会へ報告することにより公開とみなす。

（協議会資料等の公表）

第 七 条 協議会に提出された資料等については速やかに公表するものとする。ただし、個人情報等で公表することが適切でない資料等については、協議会の了解を得て公表しないものとする。

２ 協議会の議事については、事務局が議事概要を作成し、出席した委員の確認を得た後、公表するものとする。

(事務局)

第 八 条 協議会の庶務を行うため、事務局を置く。

2 事務局は、中国地方整備局太田川河川事務所で行う。

3 事務局は必要に応じて、各構成員の担当者を招集し、担当者会議を開催できる。

(雑 則)

第 九 条 この規約に定めるもののほか、協議会の議事の手続き、その他運営に関し必要な事項については、協議会で定めるものとする。

(附 則)

第 十 条 本規約は、令和2年8月25日から施行する。

一部改定 令和3年3月17日

一部改定 令和4年2月28日

一部改定 令和5年6月7日

一部改定 令和6年5月16日

一部改定 令和7年5月27日

太田川流域治水協議会 委員

(委員)

広島市 都市整備局長
下水道局長

東広島市長

廿日市市長

安芸高田市長

府中町長

安芸太田町長

北広島町長

広島県 農林水産局 林業課長
農林水産局 森林保全課長
農林水産局 農業基盤課長
西部建設事務所長
西部建設事務所東広島支所長
西部建設事務所廿日市支所長
西部建設事務所安芸太田支所長
北部建設事務所長
広島港湾振興事務所長

林野庁 近畿中国森林管理局 広島森林管理署長

気象庁 広島地方気象台長

国土交通省 中国地方整備局 太田川河川事務所長
中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所長
中国地方整備局 温井ダム管理所長

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所長

(オブザーバー)

農林水産省 中国四国農政局 地方参事官（各省調整）
中国電力株式会社 西部水力センター所長

太田川流域治水協議会 幹事

(幹事)

広島市	危機管理室災害対策課長 都市整備局都市計画課長 下水道局河川防災課長 下水道局施設部計画調整課長
東広島市	総務部次長兼危機管理課長 産業部次長兼農林水産課長 建設部次長兼技術企画課長
廿日市市	建設総務課長 維持管理課長 農林水産課長
安芸高田市	危機管理監危機管理課長 建設部管理課長 産業部農林水産課長
府中町	危機管理監危機管理課長 町民生活部次長兼下水道課長 建設部都市整備課長
安芸太田町	総務課長 建設課長
北広島町	建設課長 危機管理課長
広島県	農林水産局 林業課主査 農林水産局 森林保全課主査 農林水産局 農業基盤課主査 西部建設事務所 次長 西部建設事務所廿日市支所 次長 西部建設事務所東広島支所 次長 西部建設事務所安芸太田支所 次長 北部建設事務所 次長 広島港湾振興事務所 次長
林野庁	近畿中国森林管理局 広島森林管理署 森林土木指導官
気象庁	広島地方气象台 防災管理官
国土交通省	中国地方整備局 太田川河川事務所副所長 中国地方整備局 広島西部山系砂防事務所副所長 中国地方整備局 温井ダム管理所専門官

国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林整備センター 広島水源林整備事務所 主幹

太田川流域治水協議会 幹事

(オブザーバー)

農林水産省 中国四国農政局 農村振興部設計課 事業計画管理官

国土交通省 中国地方整備局 広島港湾・空港整備事務所 海岸課長

西日本旅客鉄道株式会社 中国統括本部 施設部 土木課長

広島電鉄株式会社 電車事業本部 電車技術部 工務課長